

○ 順天堂大学利益相反マネジメント規程

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、順天堂大学行動規範及び順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範（平成19年11月1日規第平19—6号）の定めるところに従い、順天堂大学（以下「本学」という。）における利益相反の適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）のために必要な事項を定め、学術研究活動等を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

2 医学系研究における利益相反マネジメントに関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、学術研究活動等において教職員等が個人又は企業等の関係者として得る利益（金品、未公開株式等）と本学の利益又は公共の利益とが相反することとなる状況をいい、「利益相反行為」とは利益相反又はそのおそれが生ずる行為をいう。
- (2) 「教職員等」とは、本学の役員及び教職員をいう。ただし、教職員等の配偶者等(教職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の者(親及び子)をいう。)で、経済的利益があると第3条8項に規定する利益相反マネジメント委員会が、認める場合には、含むものとする。
- (3) 「学術研究活動等」とは、本学と企業等の間で行う共同研究、受託研究、技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）、研究助成金・寄付金・未公開株式等(株式、株式買入れ選択権(ストックオプション)等の受入れ、これらに関連する教職員等の兼業、並びに施設、設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。
- (4) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体等の行政機関又はその他の団体をいう。
- (5) 「部門」とは、本学大学院研究科、学部、医学部附属病院及び事務部門をいう。
- (6) 「利益相反マネジメント委員会」とは、第5条第1項の規定にもとづき設置される委員会をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントの対象は、教職員等の次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 兼業活動（技術指導を含む。）に従事するとき
- (2) 大学発ベンチャー企業の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有するとき
- (3) 企業等に自らの発明等を技術移転するとき
- (4) 一定の利害関係を有する企業等との共同研究、受託研究及びその他の契約に基づく研究交流を実施するとき
- (5) 企業等からの一定金額以上の寄付金、設備・物品、株式等の供与を受けるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教職員等への便益を供与する企業等（以下「便益供与者」という。）に対し、本学の施設、設備の利用の提供を行い、又は便益供与者から物品を購入するとき
- (7) 学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (8) その他、利益相反マネジメント委員会が対象と認めたとき

(利益相反の適切な管理)

第4条 教職員等は、学術研究活動等を行うに当たって、利益相反の適切な管理に努めなければならない。

- 2 教職員等は、前条各号に掲げる行為について、別に定める基準をこえて従事するとき又は行うときは、事前に利益相反マネジメント委員会に申請し、その審査を受けなければならない。
- 3 教職員等は、利益相反マネジメント委員会が必要と判断する調査に協力しなければならない。
- 4 各部門の長は、利益相反の適切な管理のため、教職員等を指導するものとする。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 第1条の目的を達成するため、学長の下に利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 利益相反行為の適切な管理のための施策の決定。
 - (2) 利益相反に係る申請基準の作成、受理、審査及び調査。
 - (3) その他利益相反マネジメントに関し必要な事項又は適切な管理に関する事項。

(委員会)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産学官連携活動担当理事
- (2) 利益相反に関する知識を有する本学教職員 若干名
- (3) 利益相反に関する専門的知識又は法律の知識を有する学外者（以下「学外委員」という。） 若干名
- (4) その他学長が必要と認める者 若干名

(委員)

第7条 委員は学長が委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、前条に定める委員の中から学長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が議事に加わるできない場合は、学長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、学外委員1名以上を含む委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 委員会の議事に利害関係を有する委員は、当該議事の議決に加わるできない。

4 このほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(部門委員会)

第10条 委員会は、第5条に規定する調査を実施するため、必要に応じて各部門に部門委員会を置く。ただし、部門委員会を設置していない部門の長は、他の部門の委員会に調査を委嘱することができる。

2 部門委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(相談員)

第 11 条 委員会に利益相反相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、教職員等からの利益相反に関する相談に応じる。

3 相談員は、学長が委嘱する。

4 前 3 項に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（調査と措置）

第 12 条 委員会は、必要に応じ教職員等に対し事情聴取を行い、利益相反の適切な管理のためにその他の調査又は改善を要すると認めたときは、学長に報告する。

2 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置を決定し、当該教職員等及び部門の長に通知する。

（異議申立て）

第 13 条 教職員等は、前条第 2 項の措置に対し不服がある場合は、通知受領後 1 週間以内に、学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1 回を限度とする。

2 学長は、異議申立てを受理した場合は、明らかに理由がないときを除き、委員会に再審議を指示するものとする。

3 学長の指示を受けた委員会は、すみやかに再審議を行い、結果を学長に報告する。

4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する措置を決定し、当該教職員等及び部門の長に通知する。

（啓発活動と公表）

第 14 条 委員会は、利益相反マネジメントの理念、方法等を教職員等に周知するとともに、適宜啓発活動を行う。

2 委員会は、定期的に本学における利益相反に対する取組状況（プライバシーに係る部分を除く。）を公表する。

（事務）

第 15 条 委員会及び相談員の事務は、関係部門の協力を得て、研究戦略推進センターにおいて行う。

（実施細則）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、

別に定める。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。